湯沢町歴史民俗資料館「雪国館」
リニューアルにおける映像･ディスプレイ変更等委託
公募型プロポーザル実施要領

令和５年７月

湯　沢　町

湯沢町歴史民俗資料館「雪国館」

リニューアルにおける映像・ディスプレイ変更等委託

公募型プロポーザル実施要領

湯沢町では湯沢町歴史民俗資料館「雪国館」のリニューアルにおける映像・ディスプレイ変更等の企画提案及び設営委託業務事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザルを採用し、優先交渉者を選定する手続きについて必要事項を定めた。

応募にあたっては、提案書類等を決められた期日までに提出すること。

１　目的

この要領は、湯沢町歴史民俗資料館「雪国館」が湯沢町が舞台となった川端康成の小説「雪國」に関する展示や、「雪國」をテーマとした日本画のほか、湯沢町のかつての暮らしぶりや歴史が感じられる民俗資料が展示されており、町内外に湯沢町の歴史文化にふれられる拠点であることを認識し、さらにわかりやすい館内ディスプレイと映像設営にてさらに注目される施設として来館者の増加をめざし、民間事業者から企画の提案を受け、町の選定基準により審査したうえで、優先交渉者を選定することを目的とする。

２　委託業務概要

（１） 委託業務名

湯沢町歴史民俗資料館「雪国館」のリニューアルにおける
映像・ディスプレイ変更等の企画提案及び設営業務委託

（２） 業務内容

① 外壁を利用した PR の企画提案及び設営業務
② 館内ディスプレイ及び館内案内動画などの企画提案及び設営業務
③ 館内（２階・３階）の装飾・展示ディスプレイ変更などの企画提案及び設営業務
④ その他、本業務に関すること

（３）委託施設名

湯沢町歴史民俗資料館「雪国館」

（４）委託期間

令和５年８月 30 日から令和５年 12 月 19 日まで

（５）事業規模

事業費：1,300 万円程度

３　委託業者参加資格基準

応募する事業者は、次にあげる基準をすべて満たしている者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条４の規定に該当しない者であること。

（２）令和３年・４年・５年度湯沢町物品等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（３）国税及び地方税等を滞納していないこと。

（４）町の指名停止を受けている期間でないこと。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定がないこと。

（６）過去又は現在において、本業務の関連事業の実績があり、過去の受託経験から培った多くの知識及び技術力を反映されることができること。

（７）個人情報保護のために必要な措置等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等を講じていること。

（８）町内に事業所がある業者であること。但し、コンソーシアムの形態の者は許可とする。

（９）次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア　破産者で復権を得ない者

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員

４　応募手続き

事業予定者（優先交渉権者）は、公募型プロポーザル方式による公募とする。実施に関するスケジュールは次のとおりとする。

（１）スケジュール

１　公募の開始（公告日）	令和５年７月 18 日㈫
２　実施要領等に関する質問受付	令和５年７月 24 日㈪午前５時まで
３　提案書類の受付	令和５年８月 18 日㈮午後５時まで
４　選考会及び結果通知	令和５年８月下旬
５　優先交渉権者との協議・調整	令和５年８月下旬～
６　委託業務開始（協議により最短で）	令和５年８月 30 日㈬

（２） 応募書類等の提出先及び問合せ

応募書類及び質問書の提出先 実施要領及び仕様等の問合せ先 入札参加手続きの提出・問合せ先	〒949-6102 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 1580 番地 湯沢町役場　子育て教育部 教育課 TEL.025-784-2211　FAX.025-784-3583 E-mail：kyouiku@town.yuzawa.lg.jp

（３） 留意事項

１） 提出書類

① 応募事業者は、提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

② 応募に関しての必要費用は事業者の負担とする。

③ 実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、町が必要あるときは、募集要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができる。なお、選定結果にかかる公表等を行う場合などに、応募書類の内容の一部を使用することができるものとする。

２） 実施要領等に関する質問の受付

① 質問は、応募予定の事業者が行い下記のとおりとする。

◍提出様式…様式第１号「質問書」

◍受付期間…令和５年７月 24 日㈪　午後５時まで

◍提出方法…前記（２）「提出先・お問合せ先」へ FAX または E メール送付後は、必ず確認の電話をすること。
E メールの場合、件名に「【「雪国館」リニューアル】プロポ質問書（会社名）」と記載すること。

② 質問に対する回答

受け取った質問のうち、重要と判断した質問の回答については、町のホームページに掲載し、掲載した回答は本実施要領及び仕様書と一体のものとしての効力を有するものとする。なお、電話及び口頭等による個別対応は行わない。

回答日（予定日）＝令和５年７月 28 日㈮

３）提案書類の受付

提案者は、下記により提案書類を提出すること。

◍提出様式…「（４）応募に関する提出書類一覧表」に掲げる書類全て。

◍受付期間…令和５年８月 18 日㈮までの午前９時から午後５時までの間。（土曜、日曜、祝祭日を除く）

◍提出部数…「（４）応募に関する提出書類一覧表」に掲げる部数。
◍提出方法…前記（２）「提出先及び問合せ先」に直接提出すること。
それ以外の方法による提出は認めない。

（４） 応募に関する提出書類一覧表

様式	書類名	提出部数
様式第２号	参加表明書（兼誓約書）	１部
様式第３号	企画提案書類提出書	１部
様式第４号	「雪国館」リニューアルにおける映像・館内ディスプレイ変更等委託に対する基本的な考え方	正本１部、副本８部
様式第５号	「雪国館」リニューアルにおける映像・館内ディスプレイ変更等委託に関する提案書	正本１部、副本８部
様式第６号	利用促進を図るための提案書	正本１部、副本８部
様式第７号	過去の業務及び類似業務に関する実績表	正本１部、副本８部
様式第８号	欠落事項確認書	１部
様式第９号	「雪国館」リニューアルにおける映像・館内ディスプレイ等変更委託業務見積書	１部（内訳書添付）
様式任意１	財務諸表（直近３ヶ年の決算期の貸借対照表・損益計算書）	１部
様式任意２	会社・団体等概要（事業者の概要・組織がわかるもの）	９部

［注意事項］

① 作成にあたっては、下記のとおりとする。
正本：表紙には事業者名及び代表者名を標記のうえ、代表者印を押印すること。
副本：表紙は、何も記載のない白紙１枚とすること。
正本・副本共通：「様式第４号」から「様式第８号」までの規格は、A4 縦版・横書きとし、図表等で A4 版で見えにくい場合には A3 サイズも可とする。ただし、その場合は、A４になるように折り込むこと。・仕上げは左綴じ簡易製本とし、一連ページ番号を付すこと。なお、正本の表紙以外に事業者名、及び事業者名に類する標記をしてはならない。

② 「様式第９号」「雪国館」リニューアルにおける映像・館内ディスプレイ等変更委託業務見積書は、見積金額の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

③ 「様式任意２」事業者の会社・団体等概要については、PR 用パンフレットを添付することは差し支えない。

④ 提出された書類は、その理由に関わらず返却しない。また、町からの追加書類の提

出、記載内容の質疑があった場合は、その指示に従うこと。

5　審査方法

（１）一次選考は、選考委員会が選考審査基準に基づいた書類審査を行う。
審査期日：令和５年８月下旬

（２）二次選考は、一次選考通過者によるプレゼンテーションを受けた後、選考委員会が選考審査基準に基づき、優先交渉権者を決定する。
　二次選考におけるプレゼンテーション日時・会場など詳細は、一次選考通過事業者に別途通知する。

6　選考審査基準

審査は、提出された企画提案書・業務実績書及び見積額により行うこととする。

A1. 企画提案書

審査基準等		評価	基準	係数	配点	得点
◍過去の業務及び類似業務の実績	実績数	A	実績数が最多	1.0	20点	
		B	実績数が２番目	0.8		
		C	実績数が３番目	0.6		
		D	実績数が４番目	0.4		
		E	実績数が５番以下	0.2		
◍提案内容（内容・考え方等）	提案内容	A	非常に優れている	1.0	50点	
		B	優れている	0.8		
		C	平均的な内容である	0.6		
		D	あまり優れていない	0.4		
		E	優れていない	0.2		

A2. 参考見積価格

審査基準等	評価	基準	係数	配点	得点
業務内容（事業規模）に対して参考見積価格の積算が適正であるか。	A	適正である	1.0	30点	
	B	適正でない	0.0		

※参考見積価格が審査対象見積限度額及び仕様書の要件を満たさない場合は失格とする。

※A2の審査で、参考見積価格が「B 適正でない」と評価された場合は、契約交渉の際に協議を行う。

合　計	点／100点

7　契約等

（１）　契約先

審査を経て最も評価の高い事業者１者を優先交渉権者とし、契約締結交渉を行う。評価点が同点であって、優先交渉権者が決定しない場合は、「様式第９号「雪国館」リニューアルにおける映像・館内ディスプレイ等変更委託業務見積書」記載の見積額が最も低かった事業者とする。

なお、優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の事業者と協議になるものとする。

（２）　注意事項

委託契約者の決定については、当町の内部手続きを経て決定となるものであり、優先交渉先の決定通知をもって委託契約の相手方と訳するものではない。

（３）　失格条件

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

① 提案書類に虚偽の記載があった場合
② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
③ 契約締結時点において応募資格要件を満たしていない場合
④ 本件の審査員と好意に接触した場合
⑤ その他、本実施要領の内容に違反する場合

（４）その他

詳細については、契約締結後に担当者と協議のこととする。

審査結果については、契約締結後に「様式第３号プロポーザル提案書類提出書」を提出した事業者に公開する。